

令和5年12月14日(木)・12月15日(金)

防災地域建設委員会資料

付託議案

【予算案】

第129号議案 令和5年度島根県一般会計補正予算(第7号) [関係分]
(消防総務課) P 1

報告事項

1. 島根県国民保護計画の変更について
(防災危機管理課) P 5

防 災 部

【第129号議案】

防災地域建設委員会資料
令和5年12月14日・12月15日

令和5年度島根県一般会計補正予算（第7号） [関係分]

歳出総括表 [防災部]

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A) + (B)
消防総務課	1,677,592	0	1,677,592
防災危機管理課	548,438	0	548,438
原子力安全対策課	2,305,213	500,005	2,805,218
合計	4,531,243	500,005	5,031,248

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前	補正額	補正後	概	要	予算科目	
						款	項目
消防総務課	1,677,592	0	1,677,592				
防災危機管理課	548,438	0	548,438				
原子力安全対策課	2,305,213	500,005	2,805,218				
1 発電用施設周辺地域振興基金積立事業費	0	500,005	500,005	発電用施設周辺地域振興基金積立 事業費の増		2	2

発電用施設周辺地域振興基金積立事業

1. 概要

国の安全確保交付金（別紙）を活用し、原子力災害時の避難の実効性を高める事業の財源に充てるため、既存の「発電用施設周辺地域振興基金」に基金積立てを実施

- (1) 県では、自然災害に対する対応能力を強化し、原子力災害時の避難の実効性を高める事業を実施
内容：松江市街地の除雪対策、道路の落石対策、避難所等施設整備
- (2) 事業によってはゼロ県債や年度当初からの執行等を行う必要があるため、令和5年度に単年度の交付限度額5億円を基金に積立て

2. 補正予算額 500,005千円

- (1) 基金積立 500,000千円
- (2) 利子積立 5千円

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金（安全確保交付金）

1. 概要

(1) 交付の目的

原発立地地域の災害対応能力の向上に向けた取組を支援するため、経産省が令和5年度に創設

(2) 交付限度額 島根県全体額20億円（最大5年間、単年度交付限度額5億円）

(3) 交付先

① 設置変更許可済であって、再稼働していない原発の立地県

② 立地県が認めた場合に限り、隣接県も対象

（原発30km圏内人口比により、島根県分17億円、鳥取県分3億円）

2. 交付金の配分

島根県分17億円のうち半分程度を4市に補助金として配分（原発30km圏人口比と核燃料税交付割合の多い方の額を適用し、その分県分を減額）

	㉑原発30km圏 人口比		㉒核燃料税 交付割合		配分額(億円) (㉑または㉒ の多い方)
	人口(千人)	金額(億円)	割合	金額(億円)	
4市計	391	8.50		8.50	9.43
松江市	203	4.42	12	<u>5.10</u>	5.10
出雲市	123	<u>2.63</u>	4	1.70	2.63
安来市	34	0.77	2	<u>0.85</u>	0.85
雲南市	31	0.68	2	<u>0.85</u>	0.85
県分		8.50		8.50	7.57
合計(億円)		17.00		17.00	17.00

3. 交付金の使途

(1) 県事業

① 松江市街地の除雪対策 除雪機械の購入

② 道路の落石対策 4市内の原発避難路の落石対策

③ 避難所等施設整備 P A Z（原発5km圏内）住民の避難先における機能向上に必要な整備（邇摩高校、横田高校のバリアフリー化工事）

(2) 4市の事業

島根県に準じた事業（除雪対策、道路の落石対策、避難所等施設整備）を実施予定

4. 実施年度

(1) 県事業 令和5年度に7.57億円のうち5億円を基金に積み立て、令和6年度から事業を実施

(2) 4市の事業 令和6年度から実施予定（令和6年度以降、4市の事業計画に応じて毎年度、補助金予算を計上）

島根県国民保護計画の変更について

1. 島根県国民保護計画の概要

- (1) 島根県では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び国の「国民の保護に関する基本指針」に基づき、平成18年1月に「島根県国民保護計画」を策定
- (2) 県計画において、①住民の避難、②避難住民等の救援、③武力攻撃災害への対処の3つの柱について、県が実施する措置を規定
- (3) 直近の県計画の変更は、平成29年12月の「国民の保護に関する基本指針」の変更に伴い、令和元年7月に実施

2. 変更の概要

次に掲げる記載事項の修正に伴う軽微な変更

- (1) 指定地方行政機関等及び県の組織の名称の変更
- (2) 県の地理的・社会的特徴として挙げている人口・道路の状況等の記載事項の整理

3. 変更日

令和5年11月6日